

令和7年2月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和7年2月26日 (水)

午後3時00分 開 会 午後3時48分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石川 善昭
委 員	松崎 繼雄
委 員	安藤 清
委 員	大木 かおり

4 欠席委員

委 員	藤本 一雄
-----	-------

5 出席職員

学校教育課長	小関 宏昌	社会教育課長	小川 正俊
学校教育課長補佐	相京 義晴	教育総務室長	稻垣 雅美
学校教育室長	納家 育	生涯学習室長 (兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
青少年指導センター所長	栗原 耕次	市民センター所長	宮澤 英雄
公正図書館長	大出 美穂	スポーツ振興室長 (兼体育館長)	黒田 浩章
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	宮内 伸光

6 議題等

議案第1号 令和7年度銚子市学校教育指導の指針について
議案第2号 銚子市子どもの読書活動推進計画第二次の策定について
議案第3号 代決処分の承認を求めることについて (令和6年度銚子市一般会計 (教育費) 補正予算要求)
議案第4号 代決処分の承認を求めることについて (銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定)

7 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和7年2月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

1月22日に開催いたしました令和7年1月教育委員会定例会の議事録を事前にお

配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願ひします。

【教育長】

続きまして、令和7年度教育費当初予算について。担当課長等より報告をお願いします。

【学校教育課長】

昨年12月25日に市長へ要望していただいた、令和7年度当初予算は、3月市議会定例会で審議され、3月17日に成立する予定ですが、教育委員会所管分の予算措置状況について報告いたします。

それでは、お配りしております当初予算案の概要の抜粋をご覧ください。まず、学校教育課所管分ですが、予算額の合計は、2ページ下部に記載しております。14億1,094万円で、前年度と比較しますと、9億3,372万7千円の減額となります。その主な理由としては、1ページ、No.349番、(新)銚子中学校整備経費で、新校舎建設と屋内運動場改修の工事経費などが計上されなくなったこと、No.361番、小学校管理運営経費で、教科書改訂に伴う教師用教科書などの購入経費が計上されなくなったためです。

2ページをご覧ください。学校給食センターにつきましては、No.382番、第3子以降の学校給食に係る経費である学校給食費無償化経費を、No.381番の学校給食センター管理経費に統合し、令和7年度においても、引き続き学校給食費の無償化を図るため、子ども未来基金や県の補助金を財源として活用することにより、主に賄材料費で構成される学校給食センター管理経費を計上しております。以上で、学校教育課所管分の報告を終わります。

【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分についてご報告いたします。3ページをご覧ください。社会教育課所管分の予算額は最後のページの4ページにあります3億2,878万2千円です。前年度と比較しますと1億4,508万円の増額となっております。その増額の主な理由ですが、戻っていただきまして389番、市民センターライフスタイル改修経費。1億6,643万円や391番、図書館管理運営経費、4,860万円中、館内照明LED化改修工事に2,955万7千円。396番、地域クラブ運営経費、1,963万1千円などを新規に実施することになったためです。

予算案に計上された額は当課が予算要求した額と比べますと、3,950万8千円の減額となっています。これは391番、図書館管理運営経費中の2階・3階男子トイレ

イレの換気扇改修工事、396万円を始め389番、市民センタ一大規模改修経費中、備品の購入費547万2千円、390番、市民センター管理運営経費中、ホール吊物設備改修工事1、701万7千円、409番、ジオパーク・芸術センター管理経費の中で照明整備設計委託料157万3千円などが予算に盛り込まれなかつたことによる差額となっております。以上で社会教育課所管分の予算の報告を終わります。

【銚子高等学校事務長】

続きまして、市立銚子高校所管分についてご報告いたします。4ページの下のほうをご覧ください。本校所管分の予算額の合計は5,505万2千円で、前年度と比較しますと589万1千円の減額となっています。減額の主な理由としましては、411番、非常勤講師等関係経費の生徒数の減に伴う非常勤講師の勤務時間数の減などによる116万3千円の減額及び413番、高等学校管理運営経費の光熱水費の減などによる513万4千円の減額です。以上で令和7年度教育費当初予算について報告を終わります。

【教育長】

ありがとうございました。

ただいまの報告に対して、ご質問等ございますか。

【安藤委員】

1つ教えていただきたいんですけども、学校教育課の所管分の中で小学校と中学校の図書館司書配置経費が増えてますが、これは人を増やすということでしょうか。

【学校教育室長】

特に人数は変わっておりません。微増しているのは報酬の単価の改定がありますので、そこで少し変化があります。

【安藤委員】

分かりました。ありがとうございました。

【教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、大木委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第1号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第1号「令和7年度銚子市学校教育指導の指針について」、ご説明いたします。本指導の指針は学習指導要領の基本的理念である「生きる力の育成」に向けて、市内各小中学校が教育活動を進めるうえでの手引きとして毎年度作成しているものです。また、例年「北総教育指導の指針」に示されている内容を踏まえ、銚子

市学校教育指導の指針を作成しております。まず表紙ですが、内容については変更ございませんが、表紙のデザインを見やすいものへとリニューアルいたしました。写真についても、銚子のシンボルである犬吠埼灯台の写真を新しいものへ変更しております。

続きまして、次のページ以降の内容の部分についてご説明いたします。それぞれ「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「地域とともにある学校づくり」に関する重点項目と具体的な内容を示しております。四角の赤で示した部分が重点項目で、点で示した黒文字の部分が具体的な内容となっています。

それでは、別紙の参考資料をご覧ください。昨年度と変更した箇所を青で示しております。では、資料をもとに変更箇所のみ説明させていただきます。

資料1ページの「確かな学力」に関しましては、重点項目の4つ目を「学びの質を高め、情報活用能力を育むICT利活用の日常化」と変更いたしました。タブレットが全校に配付され5年が経ちます。日常的な活用を積み重ね、ICTが効果的に活用されるよう、推進という言葉から日常化という言葉に変更いたしました。

重点項目の5つ目を「学校教育全体を通じて行う体系的・実践的なキャリア教育の推進」と変更いたしました。これは、進路指導や職業体験だけがキャリア教育ではなく、キャリア教育は学校教育全体を通じて行うものと改めて示したものです。

重点項目の6つ目、「指導目標の明確化と適切な評価の実施及び指導方法の工夫改善」の内容に、基礎力の育成を加えました。これは、北総教育事務所より教科書の内容を正確に理解できるようにする力の育成を学力向上の基礎力として位置付け、北総地域全体の学力の底上げを図ると示されたことから追加いたしました。

参考資料2ページ目の「豊かな心」に関しましては、内容については自殺予防等の取組を推進すること、また「市教委施策と事業」について、不登校対策支援員の取組を追加いたしました。そのほか参考資料2ページ及び3ページの「健やかな体」については、北総教育指導の指針を踏まえ内容の整理や文章の追加をしましたが、大きな変更点はございません。

参考資料3ページの「地域とともにある学校づくり」については、重点項目の3つ目を「学校・家庭・地域で目標を共有し、地域全体で子供を育てる体制の構築」と変更いたしました。これは学校運営協議会制度いわゆるコミュニティ・スクールなどを通して学校と地域の連携・協働体制を構築し、保護者や地域住民の学校運営への参画の推進を目指したもので、北総教育指導の指針を踏まえて変更いたしました。

重点項目の4つ目の「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」の内容に「特別支援教育に関する専門性の向上を図る」を加えました。特別支援教育に対するニーズが高まるなか、特別支援教育の推進・充実を図るために学校や教員の専門性の維持・向上が不可欠であると考え変更いたしました。主な変更箇所に関する説明は以上となります。

なお、本指針は各学校及び関係諸機関へ配布いたします。教職員へは各学校で印刷のうえ配布していただく予定です。4月以降は教育委員会のホームページでも閲覧できるよう用意しております。以上で議案第1号の説明を終わりにします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

すでに目を通していたいているとは思いますが、改めて目を通していたひいて、いかがでしょうか。

【安藤委員】

内容的にはまったく異存はないんですけど、文言といつか教えていただきたいことがあります。1ページ目の「市教委施策と事業」で、キャリア教育のところに「千葉科学大学の見学学習の実施（中学校）」とあって、その下のふるさと学習の推進のところにもありますが、これは両方とも意義を持つものなんですか。

【教育長】

同じ文言が2つあるけども、ということですよね。

【安藤委員】

そういうことですね。

【教育長】

課長は上のほうがキャリア教育としての訪問で、下はふるさと学習としての訪問、そのような捉え方ですよね。

【学校教育課長】

はい。

【安藤委員】

どういう意味でふるさと学習なんですか。

【学校教育課長】

キャリア教育のほうに関しては進路指導の一環という意味で、地元に大学があるというところでふるさと銚子にも大学があって。

【安藤委員】

千葉科学大学がふるさとにある、そういうとても貴重な場所だという、そういうようなことですか。

【学校教育課長】

はい。

【安藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

よろしいですか。

【安藤委員】

はい。あと、3ページの一番下の「好ましい職場風土の醸成と不祥事の根絶」で、学校が取り扱う預り金等について、事務処理の透明化を積極的に推進するという言い方なんですけど、これを例えれば事務処理の透明化を徹底するといった言い方にはならないでしようか。積極的に推進するというのはどういうレベルを求めるのか、あまりはつきりしない気がしますね。

【学校教育課長】

確かにおっしゃるとおりですので、もし許しいただければ徹底するに変えさせていただいてもよろしいかなと思います。

【教育長】

そうすると積極的を消して透明化を徹底するに変える。

【学校教育課長】

はい。透明化を徹底するでいかがでしょうか。

【安藤委員】

透明化を徹底する。それでもし不都合が無ければですけど。

【学校教育課長】

積極的に推進するというのはその時代は超えたかなというように思いましたので、徹底でよろしいかなと。

【教育長】

ご指摘ありがとうございました。

【安藤委員】

もう1ついですか。2ページの「安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進」のところなんんですけど、点の6個目の、インターネット上の問題を含めた問題行動や不登校に対し、学校として一貫性のある指導に努め、組織的な対応を図る。内容はいいんですけど、一貫性のある指導というはどういう意味ですか。一貫性のない指導というのはついつい陥りがちだということなんでしょうか。

【学校教育課長】

SNSとかそういったところでいじめに発展するというようなことがあるわけですが、もしかしたら学校によって見落としてしまうことがあるかもしれないですし、あとはいろいろな相談活動や調査活動ですか、そういうのを学校によって差があつてはしょうがないという意味で、どの学校も同じ内容を同じだけという意味での一貫性と捉えております。

【安藤委員】

そういうことなんですね。これを先生方がご覧になって、こういうふうに今年はやるということなので、一貫性のある指導に努めろというんだけど、それは具体的にどういうことなのかなって、イメージがわからないんじやしょうがないなと思って質問させていただきました。

【学校教育課長】

はい。ありがとうございます。

【教育長】

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

それでは、もしこの後ご覧になって、気になる点がありましたならば、お電話いただければと思います。よろしくお願ひします。

【教育長】

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第2号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

それでは、議案第2号「銚子市子どもの読書活動推進計画第二次の策定について」提案理由を説明いたします。平成13年12月に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に「市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と規定されています。

本市におきましても、子どもが自主的に読書活動を行うことができるための環境をつくることを目的とし、子どもの読書活動に係る施策を総合的に推進するため、令和2年3月に「銚子市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画期間が本年3月末日で終了となりますことから、次期計画を策定しようとするものです。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第3号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第3号「代決処分の承認を求めるについて」、ご説明いたします。

代決処分は「令和6年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」でございます。本来ならば、教育委員会にお諮りしてから3月市議会に上程させていただくのですが、事前に教育委員会にお諮りする時間的な余裕がなかったため、代決処分とさせていただきました。

それでは、令和7年3月補正予算総括表をご覧ください。前回の教育委員会定例会の報告の中で、金額など要求内容が確定していなかったため、その時点で要求予定のものをご報告させていただきました。その後、要求内容が確定し、財政当局と協議した結果、表のとおりとなりました。全体といたしましては、歳入分3事業、合計3億7,285万5千円の減額、歳出分5事業、合計9億6,241万7千円の減額補正をしようとするものです。各々の予算要求の内容については、担当課長から説明させていただきます。

それでは、このうち学校教育課所管分につきまして、説明いたします。まず歳入です。歳入の1番と2番は、銚子中学校の校舎建設に係る特定財源で、校舎建設工事の契約が不調となり、その支出がなかったため、公立学校施設整備費負担金と学校施設環境改善交付金収入ともに、全額を減額補正するものです。歳入の3番は、銚子西中学校スクールバス運行管理業務に係る特定財源で、業務委託契約の金額が確定したことに伴い、へき地児童生徒援助費等補助金の交付決定額が確定したため、その差額分を減額補正するものです。

次に歳出です。歳出の1番は、銚子中学校の校舎建設のための経費で、契約が不調となったため、工事請負費及び工事監理業務委託料を減額するものです。歳出の2番は、銚子西中学校スクールバス運行管理業務委託料のための経費で、業務委託契約の金額が確定し、予算額との差額を減額補正するものです。以上で、学校教育課所管分の説明を終わりります。

【社会教育課長】

それでは、社会教育課所管分について説明いたします。歳出の表の3番、青少年文化会館の耐力度調査委託料317万9千円は、青少年文化会館を大規模改修することを前提としまして建物の耐力度を調査するため予算計上したものですが、これまでに実施した耐震診断等の調査により施設の耐力度不足の可能性が高いこと、老朽化が進み改修したとしても使用年数が限られることから、調査を実施しないことになりました。そのため全額減額しようとするものです。

4番、豊里台多目的スポーツ広場管理経費、49万2千円ですが、予算額に変更はありませんが、その全額を豊里住宅団地公共施設整備等基金繰入金から一般財源に財

源を変更するものです。このほか豊里台の道路や緑が丘公園の除草業務などの他の部署の事業についても、当該基金を管理する財政課の指示により一般財源に財源を更生しようとするものです。

5番、野球場長寿命化事業経費、1,333万2千円の減額補正は、今年度予定しておりました野球場長寿命化のための大規模改修に係る設計業務委託の入札が2度に渡り不調となり、今年度中に事業の実施を見込めないことから、全額減額しようとするものです。なお来年度、令和7年度の当初予算として同額を計上しております、新年度において当該事業の実施を予定しております。以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【枠崎委員】

歳出の1番、2番が銚子中の校舎建築工事の契約が不調になったことで減額するということですが、これは統合による校舎建築ということでの国からの補助と考えてよろしいでしょうか。そうした場合に、この後、来年か再来年かまた新たにやる時には統合が終わっている段階なんだけれども、その時もこのように補助がいただけると考えてよろしいのでしょうか。

【教育総務室長】

基本、こちらの統合というメニューを使うに当たって統合後おおむね数年間、後に手を挙げることができるんですけども、文部科学省との協議が必要になりますので、そちらの協議でOKをいただければ、同じ統合のメニューで負担金補助金の申請をすることができるという決まりがございまして、そちらを狙っていく予定です。

【枠崎委員】

数年間とおっしゃるのはどのくらい。

【教育総務室長】

5年間だったかなと。すみません。今手持ちがありませんので。

【枠崎委員】

逆に言えば、その間に建築のほうに進まなければ一切もらえなくなってしまうということですか。

【教育総務室長】

そうです。統合というメニューでは許可が下りなくなってしまいます。

【枠崎委員】

そうですよね。そうすると、この補助金は基本的に無しで、自腹で全部ということですか。

【教育総務室長】

そうすると、単なる新築のメニューもあるんですけど、統合の理由じゃないと財源が、おそらく統合だと2分の1もらえるものが3分の1くらいしかもらえないくなってしまうので、こちらとしては統合のメニューで取りたいなと思っていますので、補助はあることはあります。

【船崎委員】

ありがとうございます。もう1点いいですか。歳出の5番の野球場長寿命化事業経費、これは設計段階、設計業務で不調になったということですか。

【社会教育課長】

入札をかけたのが年度の半ばということで、以前野球場の設計を担当した設計事務所にも直接問い合わせをしましたところ、やはり年度当初に今年分の業務というのがいろいろなところもう抱えているので、年度の真ん中辺りで新しい入札が入っても、なかなか設計事務所自体、もう今手を挙げづらい状況だということを説明を受けまして、来年度、新年度はなるべく年度初めの早い時期にですね、入札を出したいと。やはり人手不足もあって設計事務所も次から次の仕事を引き受けられないというところで、手がいっぱいだという状況があって、今回2度不調になっておりますので。

【船崎委員】

ということは、想定する金額が低かったということではなくて、あくまでも業者さんの手が届かなかつたということで考えてよろしいですか。

【社会教育課長】

はい。こちらの入札のタイミングがあまり好ましくなかつたということで。

【船崎委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【大木委員】

青少年文化会館の大規模改修をしたとしても長持ちはしないだろうということで、耐力度調査を、これはもう完全にやめちゃったということですかね。

【社会教育課長】

市長はまだ今の文化会館を完全に諦めるという発言はしていないんですが、事実上そのような状況になっております。議会のなかでも、この市役所がだいぶ傷んでいますので、将来20年後ぐらいを目途にですね、建て替えをする際にその建物の中に文化ホールも一緒に取り入れることができたらいいんじゃないかというような方向性を答弁しておりますので、現状の施設の改修は事実上ほぼほぼ難しいというようになっています。

【大木委員】

ありがとうございます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第4号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第4号「代決処分の承認を求めるについて」、提案理由を説明いたします。議案第4号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるとするものです。

代決処分は、「銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、3月市議会定例会に提出されるよう銚子市長へ申し出する件であり、1月23日に千葉県が県議会に提案した職員の給与条例改正案を確認し、2月18日の市議会定例会へ議案を上程するに当たり、教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。

それでは、改正の内容について説明いたします。令和6年10月8日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定にあわせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の改正をしようとするものほか、臨時の任用職員に対し、千葉県教育職員と同率の地域手当を支給するため、所要の改正をしようとするものです。

給料表の改定ですが、3級から5級の初号近辺の号給カットを行ったうえで、新たな給料表への移行及び号給の切替えを行うものです。期末手当・勤勉手当の改正については、年間の支給月数4.6月分を、6月支給分と12月支給分にそれぞれ2.3月分ずつ支給するよう改定するものです。

扶養手当の改正については、配偶者に係る扶養手当6,500円を令和8年度までに段階的に廃止し、子に係る扶養手当10,000円を令和8年度までに段階的に引上げ、13,000円に改定するものです。

通勤手当の改正については、1か月当たりの支給限度額を150,000円に設定するものです。

在宅勤務等手当の新設については、1か月当たり平均10日を超えて勤務を命ぜられた職員に対して、月額3,000円の手当を支給するよう改定するものです。

地域手当の新設については、臨時の任用職員に対し、千葉県教育職員と同様、9.2%の地域手当を支給するよう改定するものです。

改定の内容は以上のとおりですが、令和7年4月1日から適用するものとし、改定を行おうとするものです。以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議の

ほどお願いいいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時48分

以上をもちまして、令和7年2月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年3月26日

署名委員 大木かおり

署名委員 安藤清